

一宮市下水道排水設備指定工事店 提出書類一覧表

届出の種類		申請書	変更届	登記簿 謄本	定款	外観 写真	付近 見取図	住民票 の写し	誓約書	機械器 具調書	指定証 の返納	備考	
新規・更新	法人	○		○	○	○	○		○	○		責任技術者証の写し	
	個人	○				○	○	○	○	○			
指定事項 の変更	組織変更	有限→株式等の 組織変更	○	○	○						○	法人格の同一性が維持される組 織変更の場合	
		法人→個人/ 個人→法人	廃止して新規指定										
	氏名・名称 の変更	法人(商号変更)		○	○	○						○	
		個人(氏の変更等)		○					○			○	
		個人(屋号の変更)		○								○	
	代表者 変更	法人		○	○					○		○	
		個人	廃止して新規指定										
	役員変更	選任		○	○					○			
		解任		○	○								
	住所変更	法人		○	○		○	○					
		個人		○			○	○	○				
	住居表示 変更	法人		○	○								登記簿謄本及び住民票等の代わ りに住民表示変更証明書も可
		個人		○					○				
電話番号・ FAX番号			○										
責任技術者の増減	変更届(新規の場合は不要)、責任技術者名簿、責任技術者証の写し(選任の場合)												
事業の廃止・休止・再開	指定工事店廃止・休止・再開届、指定証の返納(再開は不要)												
指定証再交付	指定工事店証再交付申請書、指定証の返納(紛失は不要)												

1.指定事項に変更があったとき、変更があった日から30日以内に届出してください。

2.排水設備事業を廃止又は休止したときはその日から30日以内、再開したときはその日から10日以内に届出してください。